

# 調理特化型デイサービス ハーモニーキッチン料金表

## 1. 基本サービス料金

【要支援1・2の方】

介護認定	介護予防通所サービス費（1月あたり）				
	単位数 ※(注4)参照	基本利用料 ※(注1)参照	自己負担1割 ※(注2)参照	自己負担2割 ※(注2)参照	自己負担3割 ※(注2)参照
事業対象者 要支援1 要支援2（週1回）	1,798	18,231円	1,824円	3,647円	5,470円
事業対象者 要支援2	3,621	36,716円	3,672円	7,344円	11,015円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1月あたり）				
	単位数	基本利用料 ※(注1)参照	自己負担1割 ※(注2)参照	自己負担2割 ※(注2)参照	自己負担3割 ※(注2)参照
生活機能向上 グループ活動加算	100	1,014円	102円	203円	305円
科学的介護推進体制 加算	40	405円	41円	82円	122円
介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）	（基本利用料+各種加算減算） の9.0%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1)上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.14を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2)介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3)上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(注4)感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数に加算されます。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合には、当該加算の期間が終了した月の翌月から更に3月以内に限り、引き続き1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数に加算されることがあります。

【要介護1～5の方】

所要時間	介護認定	地域密着型通所介護費（1回あたり）				
		単位数 ※(注4)参照	基本利用料 ※(注1)参照	自己負担1割 ※(注2)参照	自己負担2割 ※(注2)参照	自己負担3割 ※(注2)参照
3時間以上 4時間未満	要介護1	416	4,218円	422円	844円	1,266円
	要介護2	478	4,846円	485円	970円	1,454円
	要介護3	540	5,475円	548円	1,095円	1,643円
	要介護4	600	6,084円	609円	1,217円	1,826円
	要介護5	663	6,722円	673円	1,345円	2,017円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料 ※(注1)参照	自己負担1割 ※(注2)参照	自己負担2割 ※(注2)参照	自己負担3割 ※(注2)参照
個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	56	567円	57円	114円	171円
送迎減算 (片道につき)	▲47	▲476円	▲48円	▲96円	▲143円
加算等の種類	加算・減算額（1月あたり）				
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20	202円	21円	41円	61円
科学的介護推進体制加算	40	405円	41円	81円	122円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	(基本利用料+各種加算減算) の9.0%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1)上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.14を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2)介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3)上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(注4)感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度

における月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合には、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り、1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数が所定単位数に加算されます。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合には、当該加算の期間が終了した月の翌月から更に 3 月以内に限り、引き続き 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数が所定単位数に加算されることがあります。

## 2. その他の費用

食費	食事・おやつ代 680 円
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 500 円/5 km をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

## 3. キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日 17 時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日 17 時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日 17 時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日 17 時までに ご連絡がなかった場合	食費代相当 680 円